

## 内水面漁業振興法に対する(一社)全日本釣り団体協議会の意向

### 1、法成立の経緯

平成 25 年、うなぎ養殖業増強と内水面漁業の立て直しを目標として議員立法により新法を起草する必要があるとの旨が「内水面漁業振興議員連盟（鳩山邦夫会長、議員 120 名）で協議された。平成 25 年 3 月から始まった、内水面の釣りに関する意見交換会（水産庁資源管理部・漁業調整課・内水面漁場管理官、全内漁連、全釣り協、日本釣振興会）の第 3 回会合（26 年 5 月 21 日）において、全内漁連より参考資料として「内水面漁業振興法案骨子」が提出された。

5 月 29 日日本釣振興会常任理事会においてこれが話題になり、翌 30 日に全釣り協平成 26 年度補助事業計画検討会終了後説明を求めた。議員立法により本年秋に国会に提出される見通しでそれまでに詳細について相互の認識をしておきたいとのことであった。

6 月 14 日衆議院内水面委員会で可決。

6 月 20 日参議院で可決。法案は法になった。

6 月 24 日全釣り協総会、当日全内漁連総会（日本釣振興会清宮専務出席）

事前に電話で意見交換を行い、対応策は今後密接に連携を取り合いながら、法の中にある「協議会」への釣り人の参画を求めていく以外に方法はないとの暫定的なスタンスを確認した。

同日総会終了後水産庁担当官と相談し、長官通知等によって釣り人側の立場の委員が出席できる方向を推進願いたいとの依頼をした。

25 日に本法の一部内容について 20 日～23 日の期間、既にパブリックコメントが行われたとの知らせあり。同日、日本釣振興会清宮専務とはかり、今後、全釣り協、日本釣振興会で連携しながら双方が保有するルートを通じて、これが実現するようアピールしていくとの方針を確認した。

### 2、全釣り協のスタンス

本法は従来の漁業法にある内水面漁業（第 5 種共同漁業権）を格上げして、漁業法に則りつつもさらに内水面漁業の地位を高めるものであり、その要旨についてはほとんど反対すべき案件は存在しない。また養殖業に関連した項目については、あまり影響がないものと思われる。回遊魚に関しては鮭鱒類の採捕を認め、入漁料を徴収しながら保護増殖にあたる方向を目指すべきであると思われる。

一方で、現在、内水面漁協会員の高齢化や自然環境悪化、さらには魚病禍、カワウ問題等に端を発する釣り人の減少等によって疲弊した状態が多数存在することに鑑み、今後釣り人の協力なしに漁協運営することは困難ではないか、また、漁業権を放棄した地域の自然環境を含めた管理をどうしていくのか等々意見を交換すべき問題は数多いと思われる。

管理者側である国交省の発言の強化により、河川湖沼において改修工事を進捗させる際に、現地の実情が充分汲み取られない懸念が生じる。

また、従来海面とされてきた湖沼に管理者たる国交省の対応が強化されることにより、外来魚問題におけるあらたな混乱等が発生する懸念がある。

このため、法中にある「協議会」招集にあたり、第 5 種共同漁業権における「内水面漁場管理委員」とは別に、漁場利用者の立場として、多様な積極的な意見を持つ釣り人側代表を改めて送り出すことのできるよう、水産庁長官通知等において各自治体に周知させるシステムを構築していただけるようお願いしたい。